

肝炎ウイルス検査の結果が陽性であった方へ

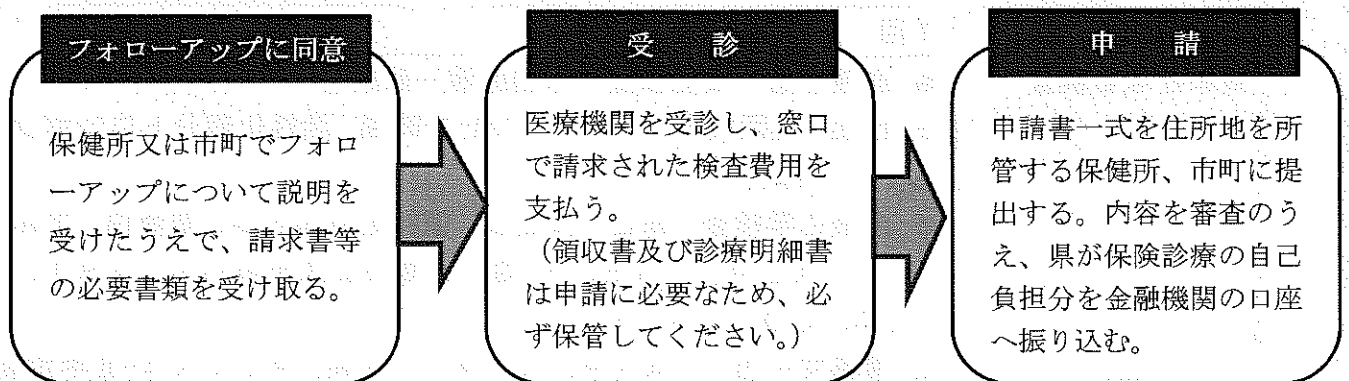
肝炎ウイルス陽性者初回精密検査費用助成のご案内

肝炎精密検査費用助成とは

兵庫県では、肝炎ウイルス検査の結果が陽性の方を対象に、肝炎ウイルスの初回精密検査を受けた際の医療費の自己負担分を助成します。

申請の流れ

検査費用の助成を受けるためには、保健所又は市町でのフォローアップへの同意が必要です。



* 請求は、陽性と判定されてから1年以内です。

* 一連の検査は同じ日に受けることを原則としますが、検査が複数の日にわたった場合、1か月程度の期間のものであれば助成します（ご不明な場合はお問い合わせください。）。

<申請窓口>

肝炎ウイルス検査を受けた機関	提出先
① 県健康福祉事務所で検査を受けられた方 ・ 県の助成を受けて医療機関で検査を受けられた方	最寄りの健康福祉事務所（保健所）
② 神戸市の検査を受けられた方	最寄りの区役所あんしんすこやか係
③ 尼崎市、西宮市、姫路市の検査を受けられた方	最寄りの市肝炎ウイルス検査窓口
④ 政令市、中核市を除く市町の検診を受けられた方	最寄りの市町の検診窓口

<お問い合わせ先>

650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県健康福祉部健康局疾病対策課 がん・難病対策班

TEL 078-341-7711（内3285）

対象者	<p>次のすべての要件に該当する方</p> <p>(1) 兵庫県内に住所を有する方</p> <p>(2) 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者</p> <p>(3) 1年以内に兵庫県及び政令市が実施した肝炎ウイルス検査又は市町が実施した健康増進事業に基づく肝炎ウイルス検診において陽性と判定された方</p> <p>(4) 保健所又は市町が実施するフォローアップに同意した方</p> <p>注:助成対象となるのは、請求日(保健所又は市町で検査費用を請求する日)から1年以内に肝炎ウイルス検査又は肝炎ウイルス検診で陽性の判定をされた(結果通知を受け取った)方が、平成27年4月1日以降に初めて精密検査を受けている場合です。</p>
助成対象費用	<p>初診料(再診料)、ウイルス疾患指導料及び下記の検査に関連する費用として兵庫県が認めた費用。ただし、医師が真に必要と判断したものに限る。</p>
助成回数	<p>1回</p>
対象となる検査	<p>a 血液形態・機能検査(末梢血液一般検査、末梢血液像)</p> <p>b 出血・凝固検査(プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間)</p> <p>c 血液化学検査(総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、ChE、γ-GT、総コレステロール、AST、ALT、LD、ZTT)</p> <p>d 腫瘍マーカー(AFP、AFP-L3%、PIVKA-II半定量、PIVKA-II定量)</p> <p>e 肝炎ウイルス関連検査(HBe抗原、HBe抗体、HCV血清群別判定、HBVジェノタイプ判定等)</p> <p>f 微生物核酸同定・定量検査(HBV核酸定量、HCV核酸定量)</p> <p>g 超音波検査(断層撮影法(胸腹部))</p>
申請に必要な書類	<p>①肝炎ウイルス初回精密検査費用請求書兼フォローアップ同意書</p> <p>②初回精密検査を受けた医療機関の領収書</p> <p>③初回精密検査を受けた保険医療機関が発行した医療内容、保険点数等が記載された書類(診療明細書)</p> <p>④肝炎ウイルス検査結果通知書の写し(兵庫県及び政令市が実施した肝炎ウイルス検査または市町の健康増進事業に基づく肝炎ウイルス検診)</p> <p>⑤初回精密検査費用振込先金融機関の口座が分かる書類(預金通帳の写し等)</p>